

○原子力規制委員会規則第十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十四条第一項第三号、第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等を次のように定める。

平成二十九年九月十一日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号） 別表第一
- 二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第

六号) 別表第二

三 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制

委員会規則第二十一号) 別表第三

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物

質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）に対する第一条の規定による改正後の实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新实用炉設置許可基準規則」という。）第四条第五項の規定及び第一条の規定による改正後の实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新实用炉技術基準規則」という。）第五条第四項の規定の適用については、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 平成三十一年九月三十日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ 法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（新实用炉設置許可基準規則第四条第五項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（新实用炉技術基準規則第五条第四項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ 法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（地震による損傷の防止）            第四条 「1～4 略」            5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。            （炉心等）            第十五条 「1～5 略」            6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。            一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。            二 「略」</p>	<p>（地震による損傷の防止）            第四条 「1～4 同上」            「項を加える。」            （炉心等）            第十五条 「1～5 同上」            6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。            一 通常運転時における発電用原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。            二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第二 实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（地震による損傷の防止）            第五条 「1く3 略」            4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</p>	<p>（地震による損傷の防止）            第五条 「1く3 同上」            「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第三 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(炉心等)</p> <p>第十五条 「1、4 略」</p> <p>5 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。</p> <p>二 「略」</p> <p>(炉心等)</p> <p>第三十二条 「1、3 略」</p> <p>4 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。</p> <p>二 「略」</p>	<p>(炉心等)</p> <p>第十五条 「1、4 同上」</p> <p>5 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。</p> <p>二 「同上」</p> <p>(炉心等)</p> <p>第三十二条 「1、3 同上」</p> <p>4 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	